

○東京藝術大学大学美術館研究室規則

〔平成10年7月16日〕  
制 定

改正 平成17年3月28日 平成19年3月28日  
平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学美術館規則第4条の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館（以下「美術館」という。）に置く研究室の組織と運営について定めるものとする。

(研究室の設置)

第2条 美術館に、研究、教育並びに美術館活動を推進するため、次の研究室を置く。

- (1) 学芸企画研究室
- (2) 美術情報研究室
- (3) 保存修復研究室
- (4) 制作展示研究室

(研究室の主な所掌)

第3条 学芸企画研究室の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所蔵芸術資料の調査、研究
- (2) 芸術資料収集のための調査、研究
- (3) 特別展及び企画展の企画運営
- (4) 美術館教育科目、学芸員課程科目及び公開講座等のカリキュラム作成と教育活動
- (5) 美術館各研究室との連絡調整
- (6) その他美術館の研究、教育及び事業に関すること。

第4条 美術情報研究室の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所蔵芸術資料情報化の調査、研究
- (2) 美術情報（画像、映像及び印刷物等）の調査、収集、研究及び公開
- (3) 常設展示の計画と実施
- (4) 美術館教育科目、学芸員課程科目及び公開講座等の教育活動
- (5) 年報、蔵品目録及び研究紀要等の編集発行
- (6) その他美術館の研究、教育及び事業に関すること。

第5条 保存修復研究室の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所蔵芸術資料の保存修復に関する調査、研究
- (2) 保存修復に関する展示の企画運営
- (3) 所蔵芸術資料の修復計画作成と修復の実施
- (4) 美術館教育科目、学芸員課程科目及び公開講座等の教育活動
- (5) その他美術館の研究、教育及び事業に関すること。

第6条 制作展示研究室の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 芸術資料展示システムの調査、研究
- (2) 各科の教育研究に基づく展示の企画運営

- (3) 教官の制作研究発表及び学生の制作発表の企画運営
- (4) 美術館教育科目、学芸員課程科目及び公開講座等の教育活動
- (5) その他美術館の研究、教育及び事業に関すること。

(組織)

第7条 学芸企画研究室と美術情報研究室は、美術館の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織し、各研究室各3人とする。

2 前項の研究室に客員教授を置くことができる。

第8条 保存修復研究室と制作展示研究室は、美術学部（大学院美術研究科を含む。）から選出された教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織し、各研究室各3人とする。

2 前項の各研究室教員は、兼任とする。

3 第1項の各研究室教員の任期は、2年とし再任を妨げない。

4 第1項の各研究室教員に欠員が生じた場合の補欠教員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第1項の各研究室教員は、学長が任命する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究室の運営に関し必要な事項は、大学美術館長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成10年7月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

2 この規則の施行後、初めて任命された保存修復研究室及び制作展示研究室教官の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。